

旅行業者に適正な運行計画に基づく発注を要請しました！

～ バス運転者の過労運転の防止に向けて ～

全国的にみると毎年のように観光バスによる重大交通事故が発生し、その度に運転手の過労運転が問題となっているところです。

このため、茨城労働局ではバス運転者を使用する事業場に対する監督指導等を実施し、労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働大臣告示)が遵守されるよう取り組んでいるところです。

しかしながら、バス運転者の過労運転の防止には、貸切バスを使用して旅行等を企画する旅行会社からの発注条件が重要な要素であることも事実です。



要請文を受け取る(社)日本旅行業協会関東支部
茨城県地区会 会長の原弘文氏(左)

このため、茨城労働局では、スキーシーズンに向け観光バスツアーが企画される時期に合わせ、平成21年10月16日、関東運輸局茨城運輸支局及び社団法人茨城県バス協会と連名により、旅行業者の団体である(社)日本旅行業協会関東支部茨城県地区会及び茨城県旅行業協会に対して適正な運行計画に基づく発注を行うよう要請を行いました。([要請文はこちら](#))

茨城県で旅行業者にこのような要請を行うのは初めての取り組みです。

要請では、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が遵守できるような運行計画の策定やバス運転者を使用する事業場との十分な調整を行う機会の確保などを求めているほか、取組に対する顧客の理解が得られるようツアーの企画広告に際して、ツアー客向けの安全運行宣言の文例も示しました。([文例はこちら](#))



要請文を受け取る茨城県旅行業協会
会長の木村進氏(左)

要請の結果、両団体の会長から、「バス業界とともに旅行業界が健全に発展する必要があると認識しており、会員に対し、本要請内容の周知徹底を行う」との回答がありました。

茨城労働局では、当該取組を通じ、バス運転者の過労運転の防止が図られ、交通事故の撲滅につながることを期待しています。